

チェーンソーを用いて伐木等の業務を行う

事業者の皆様へ



補講(注)未受講の皆様に対するeラーニング教材を活用した補講の実施に係るお知らせ

(注)補講とは、平成31年2月14日付け基発第0214第9号施行通達の第2の1(3)に示す科目をいう。

- 1.令和2年8月1日施行日以降、補講を修了していないと当該業務に就くことができなくなります。労働安全衛生規則第36条第8号又は8号の2に掲げる特別教育修了者の方は、今年8月1日までに、伐木等の業務特別教育の補講を受けないと、チェーンソーを用いた伐木等業務に就くことができなくなります。
 - 2.新型コロナウイルス感染症予防のため補講未受講の皆様へ朗報です!!
事業者によるeラーニング教材を活用した補講の実施により、補講を修了したこととなり、伐木等の業務に就くことができます。ただし、安衛則第36条第8号の2修了者の方は従来通りの補講を受講しなければなりません。
- ※ご注意;配信期間は、令和2年7月1日~同年9月30日の間限定です。

事業者の皆様が、同規則第36条第8号を修了した方(同規則第36条8号の2修了者は除く。)で、事業場内の補講未受講者を対象に、林災防協会がインターネットで有料配信するビデオ映像及び別途補講用テキストを購入し、この教材を活用して補講を実施すれば、補講を修了したこととなり、伐木等の業務に就くことができます。

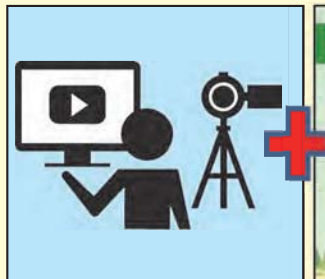


インターネット視聴推奨環境 視聴ページ推奨環境

OS:ブラウザ windows8.1、
同10回線:ADSL、CATV、
光回線などの高速回線
(推奨:2Mbps以上、必須500kbps以上)



eラーニング教材



eラーニング教材を活用した補講には、インターネットにより配信するビデオ映像「eラーニング教材」と補講用のテキストが必要です。

3.林災防協会が実施する補助講習の受講をお勧めします。

厚生労働省の通達では、事業者が実施する補講を修了しても、その後において、林災防協会が別途実施する補助講習を受講させることが望ましいとされており、当協会都道府県支部が実施する補助講習を受講されることをお勧めします。

★補講用教材購入申し込み手続き等は裏面をご覧ください。



林業・木材製造業労働災害防止協会

1.補講用教材購入申し込みの方法について

- (1)安衛則第36条第8号(大径木)特別教育修了者に対する補講用教材購入申し込みは、林災防協会本部(ホームページ)又は最寄りの支部に「申込書」をご請求ください。
 - (2)視聴予定者(安衛則第36条8号修了者)の氏名、生年月日、修了証に係る講習機関、修了証番号をご記入ください。
 - (3)裏面の書籍・用品等購入申込書(eラーニング教材用)に、「eラーニング教材」並びに「補講用テキスト」の必要部数をご記入ください。
- (注)受講者1人に「eラーニング教材」1人分、補講用テキスト1冊が必要となります。
- (4)お届け先等の必要事項をご記入ください。
 - (5)上記「申込書」が整いましたら、最寄りの林災防都道府県支部宛て提出してください。協会本部より、教材(eラーニング教材、補講用テキスト)及び請求書を送付します。

※安衛則36条第8号の2修了者の方は、従来通りの補講(5時間)が必要となります。

2.補講を行う事業者の留意事項について

- (1)林災防協会都道府県支部が行う補講に間に合わず、令和2年8月1日以降に伐木等の業務に就く場合は、本教材を活用して、事業者による補講を修了してください。

★実技教育については、事業者による実技指導を30分間実施してください。

- (2)林災防協会が実施する補助講習の受講をお勧めします。

ア 補助講習の対象者

補講教材(eラーニング教材を購入した事業者の購入申込書に、氏名等を記載された方)

イ 補助講習の内容

- ①学科教育は、関係法令サブテキストを活用した再発防止対策(災害事例)等を1時間
- ②実技教育は、下肢の切創防止用保護衣の着用(施行通達のとおり)30分
- ③講習費用は、最寄りの各都道府県支部へお尋ねください。

補助講習受講者には、林災防協会より補助講習修了証を発行します。



お問い合わせは林災防本部電話 ☎03-3452-4981又は最寄りの下記支部へ

北海道支部	011-251-9878	石川県支部	076-238-7761	岡山県支部	086-225-9382
青森県	〃 017-739-8761	福井県	〃 0776-50-3657	広島県	〃 082-228-5111
岩手県	〃 019-624-2141	山梨県	〃 055-242-8115	山口県	〃 083-922-0157
宮城県	〃 022-233-8007	長野県	〃 026-227-0327	徳島県	〃 088-676-2200
秋田県	〃 018-837-7762	岐阜県	〃 058-275-0192	香川県	〃 087-861-4352
山形県	〃 023-666-4810	静岡県	〃 054-252-3160	愛媛県	〃 089-948-8973
福島県	〃 024-523-3307	愛知県	〃 052-331-9386	高知県	〃 088-856-5721
茨城県	〃 0294-33-5121	三重県	〃 059-225-9014	福岡県	〃 092-714-2061
栃木県	〃 028-652-2153	滋賀県	〃 077-524-3827	佐賀県	〃 0952-23-6181
群馬県	〃 027-266-8220	京都府	〃 075-802-2991	長崎県	〃 0957-27-1760
埼玉県	〃 048-822-2569	大阪府	〃 06-6685-3101	熊本県	〃 096-382-7872
千葉県	〃 0475-53-0123	兵庫県	〃 078-371-0607	大分県	〃 097-545-3530
東京都	〃 03-5569-2211	奈良県	〃 0744-22-6281	宮崎県	〃 0985-24-7930
神奈川県	〃 045-261-3731	和歌山県	〃 073-447-2262	鹿児島県	〃 099-267-5681
新潟県	〃 025-245-0733	鳥取県	〃 0857-30-5490	沖縄県	〃 098-868-3656
富山県	〃 076-434-3351	島根県	〃 0852-21-3852		



林業・木材製造業労働災害防止協会